

大宮国道事務所管内バイパス等の予定地における除草対応について（案）

1 目的

道路の維持管理については、道路維持管理計画書（以下「維持管理計画」という）に基づき実施しているところであるが、このうち、バイパス等の予定地の除草等については、除草の面積が広く、また、地域住民からの除草要望等についても増加する傾向にあることから、更なる計画的な除草が必要なため、維持管理計画に加え、試行的な除草対応を実施する。

2 対象箇所（バイパス等の予定地（中央分離帯等））

- (1) 国道 4 号 東埼玉道路
- (2) 国道 17 号 上尾道路（Ⅰ、Ⅱ期）、本庄道路、熊谷 BP、深谷 BP、上武道路

3 対応方針

各対象箇所ごとに除草対象面積を整理し、以下のとおり除草（幅刈り、全面刈り）・防草対応を予算措置を含め計画的に実施するものとする。

3.1 除草対応

幅刈りと全面刈りを組み合わせて、計画的な除草を実施する。

- 1) 幅刈りについては、繁茂状況を確認し、視距を確保するなど交通に支障がないよう 6 月～8 月頃に実施する。
- 2) 全面刈りについては、これまでの地元からの苦情や要望を踏まえ、1 回／2 年を基本に実施する。実施する区間については、沿道状況や通行状況を踏まえ、除草区間を設定し、10 月～11 月頃に実施する。
- 3) 今後の除草作業を効率的に行うため、除草予定地にある街路樹の目的を形成しない樹木等の伐採や、機械除草（ハンドガイド式）で除草作業が可能なよう予定地の整地を実施する。

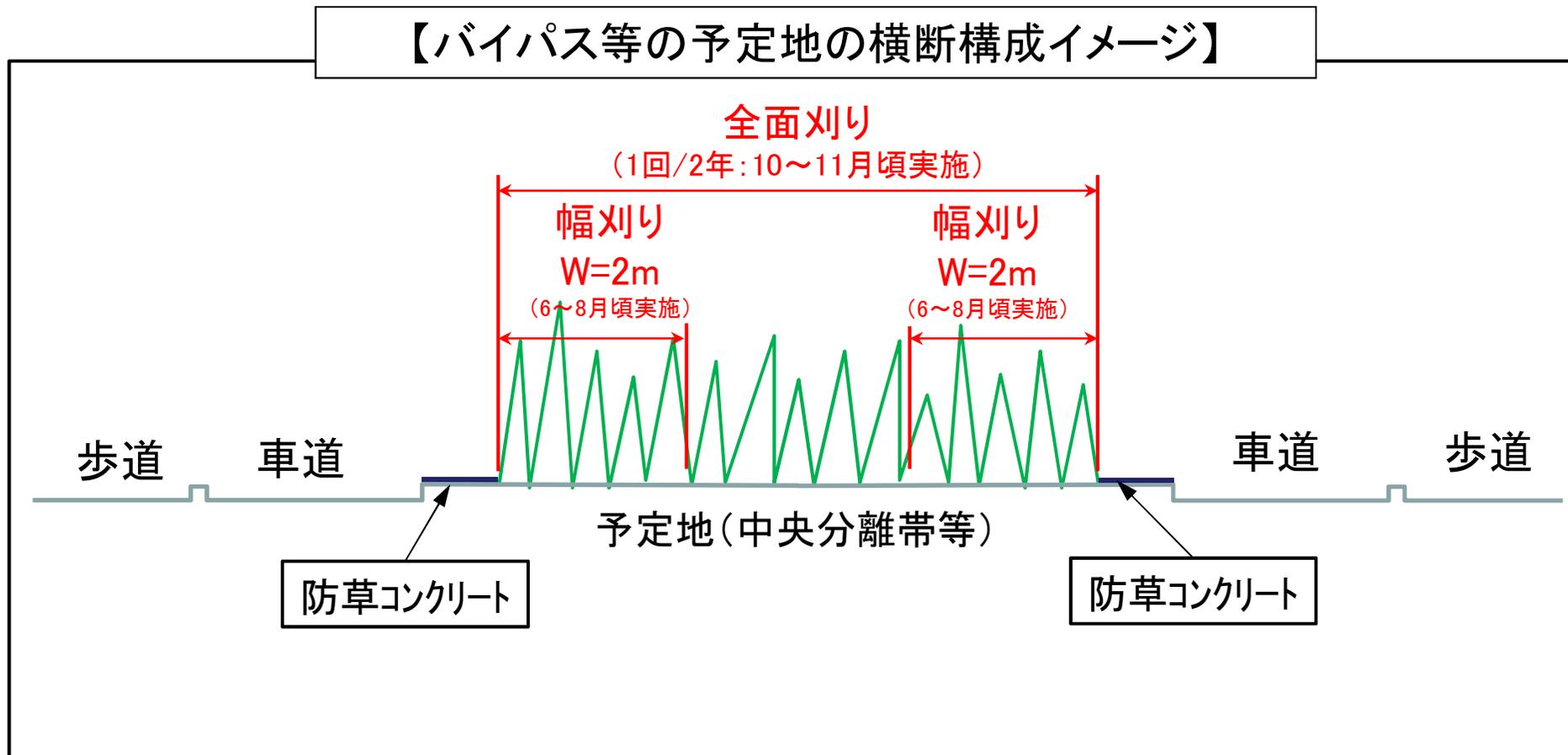
3.2 防草対策

- 1) 雑草繁茂の抜本的な対策（防草コンクリート、防草シート、As 舗装、土系舗装、チップ等。以下「防草コンクリート等」という）について、比較検討や試験的实施により、効果的な対策を選定し、予算の状況を踏まえ毎年、順次整備する。

3.3 その他

- 1) 新技術の活用、ボランティアサポートや道路協力団体等の活用、大学との連携、地元要望を踏まえたイベント等を状況に応じて検討し、効果的・効率的な除草対応の推進を図る。

基本的な除草範囲



注)幅刈りの幅については、沿道状況や通行状況等により、変更になる可能性があります。